

○重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律案に対する修正案 対照表  
 ◎重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和六年法律 号）

（傍線部分は修正部分）

修正後	修正前
<p>重要経済安保情報の保護及び活用等に関する法律</p> <p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章 重要経済安保情報の指定等（第三条―第五条）</p> <p>第三章 他の行政機関等に対する重要経済安保情報の提供（第六条―第九条）</p> <p>第四章 適合事業者に対する重要経済安保情報の提供等（第十条）</p> <p>第五章 重要経済安保情報の取扱者の制限（第十一条）</p> <p>第六章 適性評価（第十二条―第十七条）</p> <p>第七章 雑則（第十八条―第二十一条）</p> <p>第八章 罰則（第二十二条―第二十七条）</p> <p>第九章 特定秘密保護法の一部改正（第二十八条）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、国際情勢の複雑化、社会経済構造の変化等に</p>	<p>重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律案</p> <p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章 重要経済安保情報の指定等（第三条―第五条）</p> <p>第三章 他の行政機関等に対する重要経済安保情報の提供（第六条―第九条）</p> <p>第四章 適合事業者に対する重要経済安保情報の提供等（第十条）</p> <p>第五章 重要経済安保情報の取扱者の制限（第十一条）</p> <p>第六章 適性評価（第十二条―第十七条）</p> <p>第七章 雑則（第十八条―第二十一条）</p> <p>第八章 罰則（第二十二条―第二十七条）</p> <p>（新設）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、国際情勢の複雑化、社会経済構造の変化等に</p>

に伴い、経済活動に関して行われる国家及び国民の安全を害する行為を未然に防止する重要性が増大している中で、重要経済基盤に関する情報であつて我が国の安全保障（外部からの侵略等の脅威に対して国家及び国民の安全を保障することをいう。以下同じ。）を確保するために特に秘匿することが必要であるものについて、これを適確に保護する体制を確立した上で収集し、整理し、及び活用することが重要であることに鑑み、当該情報の保護及び活用に関し、重要経済安保情報の指定、我が国の安全保障の確保に資する活動を行う事業者への重要経済安保情報の提供、重要経済安保情報の取扱者の制限その他の必要な事項を定めるとともに、これと併せて、特定秘密（特定秘密の保護に関する法律（平成二十五年法律第百八号。以下「特定秘密保護法」という。）第三条第一項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。）についてその保護に關し必要な措置を講ずることにより、それらの漏えいの防止を図り、もつて我が国及び国民の安全の確保に資することを目的とする。

（重要経済安保情報の指定）

第三条 行政機関の長は、当該行政機関の所掌事務に係る重要経済基盤保護情報であつて、公になっていないものうち、その漏えいが我が国の安全保障に支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの（特別防衛秘密（日米相互防衛援助

に伴い、経済活動に関して行われる国家及び国民の安全を害する行為を未然に防止する重要性が増大している中で、重要経済基盤に関する情報であつて我が国の安全保障（外部からの侵略等の脅威に対して国家及び国民の安全を保障することをいう。以下同じ。）を確保するために特に秘匿することが必要であるものについて、これを適確に保護する体制を確立した上で収集し、整理し、及び活用することが重要であることに鑑み、当該情報の保護及び活用に関し、重要経済安保情報の指定、我が国の安全保障の確保に資する活動を行う事業者への重要経済安保情報の提供、重要経済安保情報の取扱者の制限その他の必要な事項を定めるとにより、その漏えいの防止を図り、もつて我が国及び国民の安全の確保に資することを目的とする。

（重要経済安保情報の指定）

第三条 行政機関の長は、当該行政機関の所掌事務に係る重要経済基盤保護情報であつて、公になっていないものうち、その漏えいが我が国の安全保障に支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの（特別防衛秘密（日米相互防衛援助

協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第六十六号）第一条第三項に規定する特別防衛秘密をいう。）及び特定秘密に該当するものを除く。）を重要経済安保情報として指定するものとする。

2・3 （略）

（行政機関の長による適性評価の実施）

第十二条 （略）

2 適性評価は、適性評価の対象となる者（以下「評価対象者」という。）について、次に掲げる事項についての調査（以下この条及び第十六条第一項において「適性評価調査」という。）を行い、その結果に基づき実施するものとする。

一〜五 （略）

六 飲酒についての節度に関する事項

七 性的行動についての節度に関する事項

八 信用状態その他の経済的な状況に関する事項

3〜8 （略）

第九章 特定秘密保護法の一部改正

協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第六十六号）第一条第三項に規定する特別防衛秘密をいう。）及び特定秘密（特定秘密の保護に関する法律（平成二十五年法律第八号。以下「特定秘密保護法」という。）第三条第一項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。）に該当するものを除く。）を重要経済安保情報として指定するものとする。

2・3 （略）

（行政機関の長による適性評価の実施）

第十二条 （略）

2 適性評価は、適性評価の対象となる者（以下「評価対象者」という。）について、次に掲げる事項についての調査（以下この条及び第十六条第一項において「適性評価調査」という。）を行い、その結果に基づき実施するものとする。

一〜五 （略）

六 飲酒についての節度に関する事項

七 （新設）

七 信用状態その他の経済的な状況に関する事項

3〜8 （略）

（新設）

第二十八条 特定秘密保護法の一部を次のように改正する。

第十二条第二項中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 性的行動についての節度に関する事項

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第十八条第一項及び第二項（基準の変更に係る部分を除く。）の規定並びに附則第五条、第六条、第八条及び第九条の規定は、公布の日から施行する。

（防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律の一部改正）

第七条 防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律（令和五年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第十五条第二項第一号中「この法律」の下に「又は重要経済安保情報の保護及び活用等に関する法律（令和六年法律第 号）」を加える。

(新設)

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第十八条第一項及び第二項（基準の変更に係る部分を除く。）の規定並びに附則第五条、第六条及び第八条の規定は、公布の日から施行する。

（防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律の一部改正）

第七条 防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律（令和五年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第十五条第二項第一号中「この法律」の下に「又は重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和六年法律第 号）」を加える。

第二十七条第一項中「特別防衛秘密及び」を「特別防衛秘密、」に、「特定秘密に」を「特定秘密及び重要経済安保情報の保護及び活用等に関する法律第三条第一項に規定する重要経済安保情報に」に改める。

(内閣府設置法の一部改正)

第八条 内閣府設置法の一部を次のように改正する。

第四条第一項第三十五号中「第三項第二十七号の五」を「第三項第二十七号の六」に改め、同号を同項第三十六号とし、同項第三十四号の次に次の一号を加える。

三十五 重要経済安保情報の保護及び活用等に関する法律（令和六年法律第 号）に基づく重要経済安保情報の保護及び活用のための基本的な政策に関する事項

第四条第三項中第二十七号の五を第二十七号の六とし、第二十七号の四を第二十七号の五とし、第二十七号の三の次に次の一号を加える。

二十七の四 重要経済安保情報の保護及び活用等に関する法律に基づく重要経済安保情報の保護及び活用に関する事務に関すること（他省の所掌に属するものを除く。）。

(行政機関の長等による重要経済安保情報の取扱いの業務等の適

第二十七条第一項中「特別防衛秘密及び」を「特別防衛秘密、」に、「特定秘密に」を「特定秘密及び重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律第三条第一項に規定する重要経済安保情報に」に改める。

(内閣府設置法の一部改正)

第八条 内閣府設置法の一部を次のように改正する。

第四条第一項第三十五号中「第三項第二十七号の五」を「第三項第二十七号の六」に改め、同号を同項第三十六号とし、同項第三十四号の次に次の一号を加える。

三十五 重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和六年法律第 号）に基づく重要経済安保情報の保護及び活用のための基本的な政策に関する事項

第四条第三項中第二十七号の五を第二十七号の六とし、第二十七号の四を第二十七号の五とし、第二十七号の三の次に次の一号を加える。

二十七の四 重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律に基づく重要経済安保情報の保護及び活用に関する事務に関すること（他省の所掌に属するものを除く。）。

正の確保)

第九条 国は、第十一条第一項各号に掲げる者による重要経済安保情報の取扱いの業務及び特定秘密保護法第十一条各号に掲げる者による特定秘密の取扱いの業務の適正が確保されるよう、必要な方策を講ずるものとする。

(新設)